

写

袋 監 査 第 27 号

令和6年8月16日

袋井市長 大 場 規 之 様

袋井市監査委員 久 永 豊 彦

袋井市監査委員 寺 田 守

令和5年度 袋井市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和5年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

第１ 令和５年度 袋井市財政健全化審査意見

１ 審査の種類

財政健全化審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「健全化法」という。)第３条第１項)

２ 審査の対象

令和５年度袋井市一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

３ 審査の着眼点

- (１) 健全化判断比率は、関係法令に基づいて正確に算定されているか。
- (２) 比率及び比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

４ 審査の主な実施内容

袋井市監査基準に準拠し、審査の着眼点に基づき、算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿及び資料とを照合点検するとともに、関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

５ 審査の実施場所及び日程

- (１) 袋井市 監査室
- (２) 令和６年７月３１日

６ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正であり、健全化判断比率は正確に算定されていることを認めた。

7 審査の意見

令和5年度袋井市一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率は次のとおりであり、健全化法第2条第5項に規定する早期健全化基準を下回っていることを認めた。

(単位：%)

項 目	健全化判断比率	早期健全化基準
1 実質赤字比率	—	12.43
2 連結実質赤字比率	—	17.43
3 実質公債費比率(3か年平均)	5.1	25.0
4 将来負担比率	52.5	350.0

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため「—」で表示している。

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率である。令和5年度の実質収支額は黒字となり、比率は算定されないことを確認した。

実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の12.43%を下回っている。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。令和5年度の実質収支額及び資金収支額は黒字となり、比率は算定されないことを確認した。連結実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の17.43%を下回っている。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、その値は3か年平均値である。

令和5年度の実質公債費比率は5.1%となっており、令和4年度の5.2%と比較すると0.1ポイント改善し、また、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等も含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。令和5年度の将来負担比率は52.5%となっており、令和4年度の45.3%と比較すると7.2ポイント悪化したものの、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っている。

第2 令和5年度 袋井市公営企業の財政健全化に係る審査意見

1 審査の種類

資金不足比率審査(健全化法第22条第1項)

2 審査の対象

- (1) 令和5年度 袋井市水道事業会計
- (2) 令和5年度 袋井市下水道事業会計
- (3) 令和5年度 袋井市病院事業会計

上記各会計決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

- (1) 資金不足比率は関係法令に基づいて正確に算定されているか。
- (2) 比率及び比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

4 審査の主な実施内容

袋井市監査基準に準拠し、審査の着眼点に基づき、算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿及び資料とを照合点検するとともに、関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

5 審査の実施場所及び日程

- (1) 袋井市 監査室
- (2) 令和6年7月31日

6 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正であり、資金不足比率は正確に算定されていることを認めた。

7 審査の意見

令和5年度の水道事業会計決算等に係る資金不足比率及び健全化法第23条第1項に規定する経営健全化基準は次のとおりであり、いずれの会計も資金の不足額がないため、資金不足比率は算定されないことを認めた。

(1) 公営企業に係る会計（法適用企業）

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	－	20.0
下 水 道 事 業 会 計	－	
病 院 事 業 会 計	－	

※ 資金不足比率は、資金不足額が生じていないため「－」で表示している。